## CONTENTS

納税者の皆様へ	1
I 国税庁について	5
1 国税庁の組織理念       5         2 税務行政の運営の考え方       7         (1) 納税者サービスの充実       7         (2) 行政事務の効率化の推進と組織基盤の充実       7         (3) 適正・公平な課税・徴収及び納税者の権利救済       8         (4) 酒類行政の適正な運営       8	(5) 税理士業務の適正な運営の確保 8 (6) 実績評価(政策評価)と税務行政の改善 8 3 国税組織の概要 9 (1) 国の収入と税 9 (2) 国税庁の予算 9 (3) 国税庁の機構・定員 10
Ⅱ 税務行政のデジタル・トラン	ノスフォーメーション 11
<ol> <li>納税者の利便性の向上 11</li> <li>課税・徴収の効率化・高度化等 11</li> </ol>	3 事業者のデジタル化促進
Ⅲ 納税者サービスの充実と行政	<b>文効率化</b> 14
1 e-Tax (国税電子申告・納税システム)       14         コラム2 e-Taxの利便性向上       15         2 確定申告       16         (1) 自宅からのe-Taxによる申告の推進       16         (2) 多様な納税者ニーズへの対応       17         3 キャッシュレス納付の推進       18         4 マイナンバー制度への取組       20         (1) マイナンバー制度の概要       20         (2) マイナンバー制度への対応       20         5 行政サービスのデジタル化の推進       22         6 情報の厳正な管理       23	7 内部事務のセンター化 23 8 情報提供等 24 (1) 国税庁ホームページ 24 (2) 租税教育 26 (3) 講演会 28 (4) 説明会 28 (5) 税務相談 28 (6) 事前照会 30 コラム3 令和6年能登半島地震への対応 30 9 インボイス制度の円滑な定着に向けた取組 31 10 関係民間団体との連携・協調 32
IV       適正・公平な課税の推進       34         (1) 調査において重点的に取り組んでいる事項       34         (2) 調査以外の手法の活用       36         (3) 資料情報       37         (4) 査察       37	(4) 公売の実施       41         (5) 的確かつ効率的な債権債務の管理       42         3 消費税不正還付への対応       42         (1) 消費税還付申告税額の現状       42         (2) 消費税不正還付に対する取組       42
2 確実な税金の納付       39         (1) 自主納付態勢の確立       39         (2) 滞納の整理促進への取組       39         (3) 集中電話催告センター室       41	(2) 消費祝个正遠内に対 9 る取組

(2) OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー	)富裕層や海外取引のある企業への対応等51	
(3) 税務行政が直面する問題解決に向けた各国間の協力	各国税務当局との協力 ·······52 ) アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力 · 52	5
54	権利救済	
(3) 訴訟······55 (4) 権利救済の状況·····56	) 再調査の請求 ···········55 ) 審査請求 ··········55	
57	<b>酒類行政</b>	•
コラム5 ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」 60 (3) 技術支援 60 (4) 中小企業対策 60 (5) 酒類の公正な取引環境の整備 61 (6) 社会的要請への対応 61	酒類業界の状況       57         ) 国内市場の状況       57         ) 日本産酒類の輸出の状況       58         国税庁の取組       58         ) 海外市場の開拓(輸出促進)       58         ) ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」の周知広報に関する取組       59	2
<b>全保</b> 62	税理士業務の適正な運営の研	ŀ
(2) 書面添付制度の推進63	税理士の業務と役割62	1
3 税理士等に対する指導監督の的確な実施63	<b>税理士会等との連絡協調</b> 62 )税理士の業務のデジタル化 62	2
64	実績評価(政策評価)の実施	١
(3) 実績目標等の評価方法・評価結果64	) 実績評価の目的	
66	資料編	
<ul><li>○ 滞納状況 ····································</li></ul>	租税収入・予算       66         申告・課税状況       66         調査状況       67	

※本文中の「〇年度」は会計年度を示し、「〇事務年度」は〇年7月から翌年の6月末までの期間を示しています。